

平成 2 7 年 第 3 回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成 2 7 年 第 3 回 教育委員会 定例会 議事日程

平成 2 7 年 3 月 2 3 日 (月)

午後 5 時 開会

多賀城市役所 3 階 第二委員会室

日程第 1 前回会議録の承認について

日程第 2 会議録署名委員の指名について

日程第 3 諸般の報告
事務事業等の報告

日程第 4 議 事

臨時代理事務 報告第 3 号	財産の取得の変更の議案に対する意見について
-------------------	-----------------------

臨時代理事務 報告第 4 号	和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する 意見について
-------------------	--------------------------------

臨時代理事務 報告第 5 号	平成 2 6 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）に対する意見について
-------------------	---

臨時代理事務 報告第 6 号	平成 2 7 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）に対する意見について
-------------------	---

議案第 8 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備 に関する規則について
---------	--

議案第 9 号	多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企 業等の従事制限についての許可基準について
---------	---

日程第 5 その他

諸 般 の 報 告

平成27年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

☆教育総務課関係

3月12日、第2回教育委員会臨時会を行いました。議案は、「教育財産の取得の変更について」でした。なお、本案件につきましては、3月26日に開催される第2回市議会臨時会に提案される予定です。

☆学校教育課関係

市立学校の卒業式は、3月7日に中学校、3月18日に小学校で執り行われ、小学生586名、中学生609名が卒業しております。

平成27年度の入学式は、小・中学校とも4月8日に執り行われます。

教職員の異動につきましては、市内での異動を含めて、転出が50名、転入が51名となっております。そのうち、中学校長2名が退職、小学校長3名と中学校長1名が転任となっています。

☆生涯学習課関係

2月27日から3月1日まで「文化センターまつり」が開催され、延べ2,083人の入場者がありました。展示で22団体、舞台発表で23団体が日ごろの活動成果を発表しました。また、3団体の体験コーナーでは、「見て、聞いて、体験して、楽しむ」催しに多くの市民が参加しました。

2月27日、春の選抜高校野球大会出場を決めた仙台育英学園高等学校の選手が挨拶のため来庁しました。

2月28日、「多賀城市体育協会全体研修会」が市民活動サポートセンターで開催され、パネルディスカッションと交流会に約40名の参加がありました。

3月3日、「社会教育振興員会議」を中央公民館で開催し、各行政区での取り組み事例の紹介と情報交換を行いました。

同日、「大伴家持顕彰会万葉楽習会」が開催され、大伴家持の生涯について東北学院大学の熊谷公男教授が講話を行い、40名の参加がありました。

3月5日から19日まで日程で、4月1日から運用を開始する「施設利用システム説明会」を市内の社会教育施設4か所で8回開催しております。

3月10日、「図書館協議会」及び「社会教育委員会」を開催し、「市立図書館移転業務の進捗について」各委員に報告しました。

3月14日、「生涯学習100年構想実践委員会あすなろ教室」の閉講式が開催されました。

3月14日、15日の両日、「大代地区公民館まつり」が開催され、作品展示や舞台発表のほか、元ベガルタ仙台の清水秀彦監督による講演会に約400人の市民が参加しました。

3月16日、「スポーツ振興員・スポーツクラブ会員合同研修会」が開催され、約40名が参加しました。

3月18日、「スポーツ推進審議会」が開催され、これからのスポーツ推進の指針となる「スポーツ推進計画」について審議しました。

同日、「子ども読書活動推進会議」が開催され、推進計画に係る進行状況の報告と情報交換を行いました。

☆文化財課関係

3月4日、多賀城八幡小学校において6年生を送る会が開催され、3年生が鹿踊を披露しました。多賀城八幡小学校で鹿踊りの体験学習が始まったのは、現在の6年生が3年生の時のことです。以来、毎年3年生が総合的な学習の時間に鹿踊りを学んできました。今年は約半年間、鹿踊保存会の指導を受けてきた成果が発揮され、送る会にふさわしい踊りとなりました。

3月17日、第5回多賀城南門等復元整備検討委員会議を開催し、教育長、副教育長、文化財課長及び担当者が出席いたしました。多賀城南門の平面規模及び復元遺構期について、審議が行われました。

平成27年3月23日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

臨時代理事務報告第3号

財産の取得の変更の議案に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたが、平成27年3月18日臨時代理により別紙のとおり回答したので報告する。

平成27年3月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教 総 第 1 3 4 8 号

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市教育委員会



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に対する意見に
ついて（回答）

平成 2 7 年 3 月 1 8 日付け総務第 3 0 0 6 号で意見を求められた下
記の議案については、異議ありません。

記

- 1 財産の取得の変更について
- 2 和解及び損害賠償の額の決定について

担当	教育総務課
内線	512 佐藤

臨時代理事務報告第3号資料

議案第 号

財産の取得の変更について

平成26年6月13日に議案第54号をもって議決を受けた財産の取得について、下記のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

1 取得する財産の種別等

(1) 種別

ア 変更前 多賀城市立図書館用建物

イ 変更後 多賀城市立図書館用建物（什器備品一式を含む。）

(2) 建物構造

鉄骨造地下1階付3階建

(3) 延床面積

ア 専用部分

(ア) 変更前 3, 171.95平方メートル

(イ) 増加分 170.35平方メートル

(ウ) 変更後 3, 342.30平方メートル

イ 共用部分

(ア) 変更前 561.45平方メートル

(持分1, 000, 000分の527, 411)

(イ) 変更後 1, 662.67平方メートル

(持分1, 000, 000分の624, 603)

2 建設予定地

多賀城市中央二丁目地内

3 取得価格

(1) 変更前 9 1 2 , 3 7 0 , 0 0 0 円

(2) 増加分 9 1 6 , 2 6 7 , 0 0 0 円

(3) 変更後 1 , 8 2 8 , 6 3 7 , 0 0 0 円

4 取得の相手方

宮城県多賀城市東田中二丁目40番32-1002号

多賀城駅北開発株式会社

平成27年3月26日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

財産の取得の変更について

1 取得価格の変更内訳

施設規模の増加及び工事費等の増額による増額	5 1 5, 0 5 6, 0 0 0 円
什器備品（内装、書架、家具等）整備による増額	4 0 1, 2 1 1, 0 0 0 円
計	9 1 6, 2 6 7, 0 0 0 円

2 多賀城駅北地区市街地再開発事業（街区1）の概要

(1) 事業概要

事業手法	都市再開発法に基づく第一種市街地再開発事業
対象権利者	土地（仮換地指定）所有者 6名
施行者	多賀城駅北開発株式会社

(2) 敷地概要

所在地	多賀城市中央二丁目地内（多賀城駅周辺土地地区画整理事業第15街区）
地域地区	商業地域 準防火地域 多賀城駅周辺地区（商業地区） 高度利用地区
建ぺい率	建ぺい率の最高限度 80%
	建築面積の最低限度 80㎡
容積率	容積率の最高限度 400%
	容積率の最低限度 150%
敷地面積	4,052.00 ㎡（1,225.73坪）

(3) 建物概要

建物用途	公益施設（図書館）、商業施設			
階数	地下1階、地上3階			
建築面積	変更前	2,797.18㎡（846.14坪）	建ぺい率	69.03% < 80%
	変更後	2,657.83㎡（803.99坪）	建ぺい率	65.59% < 80%
	増 減	△139.35㎡（△42.15坪）		
延床面積	変更前	6,575.64㎡（1,989.13坪）		
	変更後	7,013.75㎡（2,121.65坪）		
	増 減	438.11㎡（132.52坪）		
容積対象床面積	変更前	6,575.64㎡（1,989.13坪）	容積率	162.28% < 400%
	変更後	6,880.58㎡（2,081.37坪）	容積率	169.80% < 400%
	増 減	304.94㎡（92.24坪）		

(4) 面積表

変更前

		街区 1 延床面積					法定延床面積計
		公益施設 (図書館)	商業施設	全体共用	容積対象 床面積計	容積非対象 床面積	
屋上 (㎡)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3階 (㎡)		1,003.67	552.84	169.36	1,725.87	0.00	1,725.87
2階 (㎡)		1,087.90	857.63	154.37	2,099.90	0.00	2,099.90
1階 (㎡)		1,080.38	1,426.95	87.78	2,595.11	0.00	2,595.11
地下1階 (㎡)		0.00	4.82	149.94	154.76	0.00	154.76
合計	㎡	3,171.95	2,842.24	561.45	6,575.64	0.00	6,575.64
	坪	959.51	859.77	169.83	1,989.13	0.00	1,989.13

変更後

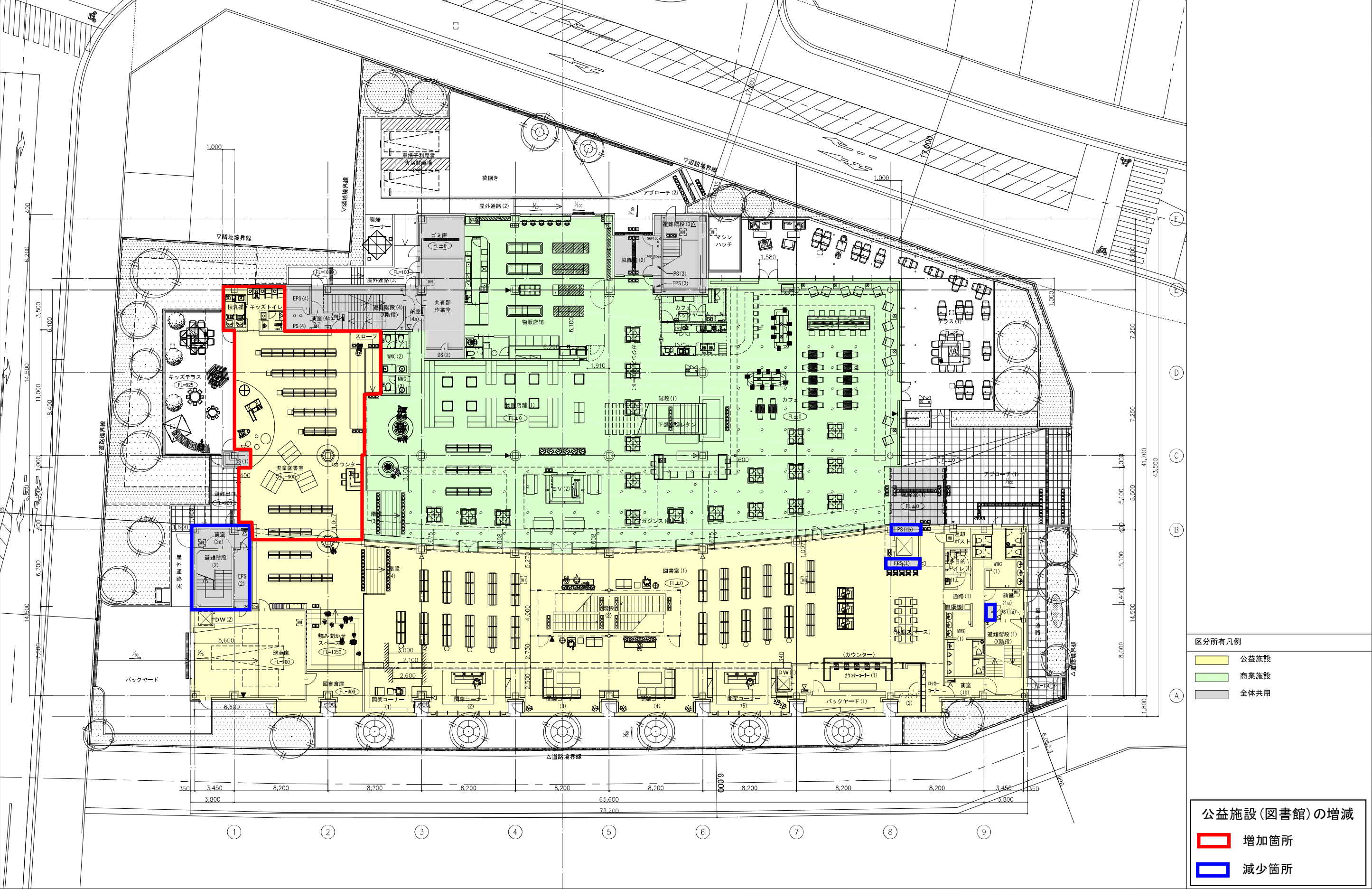
延床面積

		街区 1 延床面積					
		公益施設 (図書館)	商業施設	全体共用	容積対象 床面積計	容積非対象 床面積	法定延床面積 計
屋上 (㎡)		0.00	0.00	102.97	102.97	0.00	102.97
3階 (㎡)		980.41	417.21	422.35	1,800.40	19.57	1,819.97
2階 (㎡)		1,062.97	498.77	630.93	2,172.31	20.36	2,192.67
1階 (㎡)		1,298.92	1,092.80	215.30	2,513.78	93.24	2,607.02
地下1階 (㎡)		0.00	0.00	291.12	291.12	0.00	291.12
合計	㎡	3,342.30	2,008.78	1,662.67	6,880.58	133.17	7,013.75
	坪	1,011.04	607.65	502.95	2,081.37	40.28	2,121.65

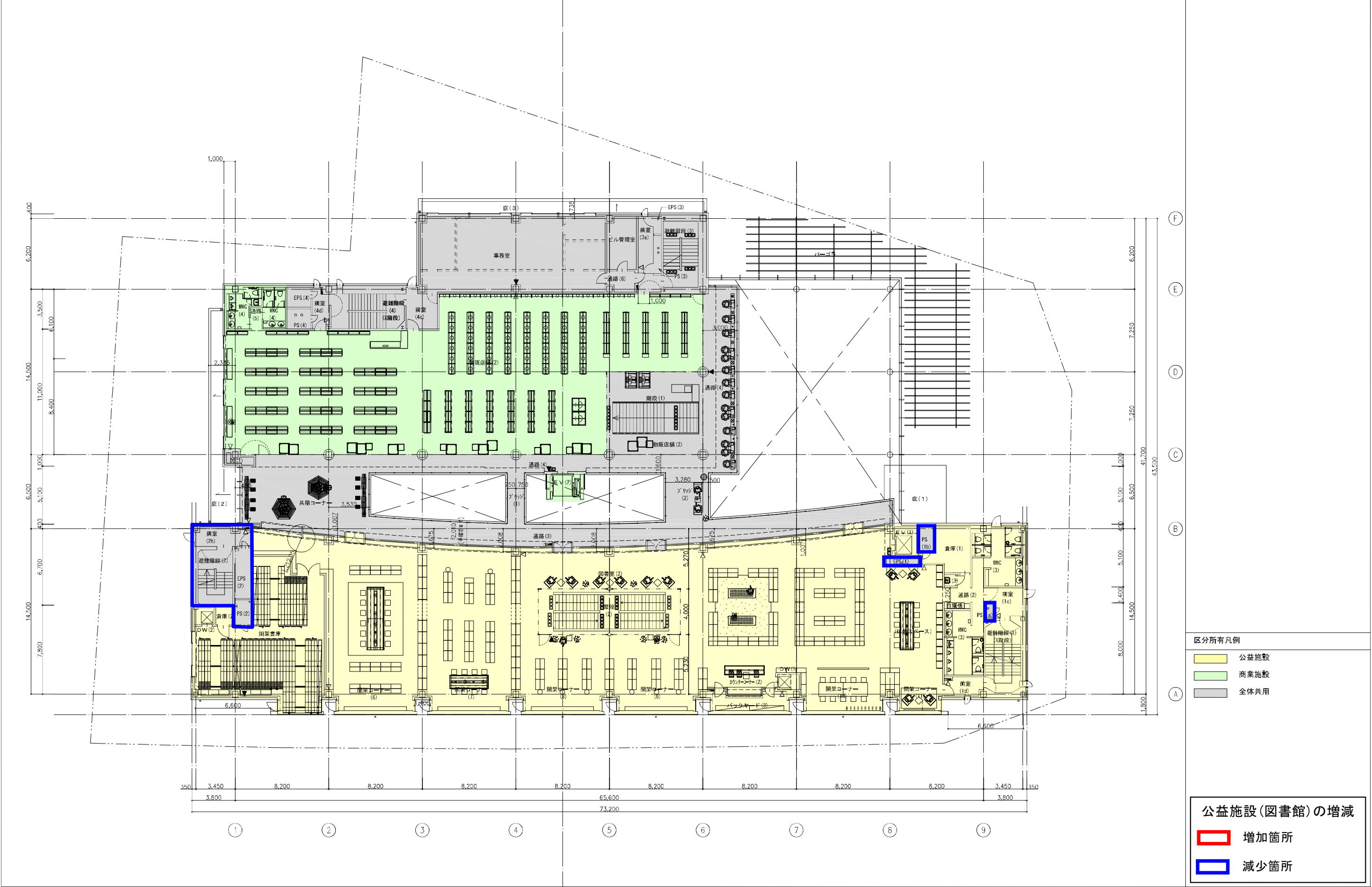
増減

		街区 1 延床面積					法定延床面積 計
		公益施設 (図書館)	商業施設	全体共用	容積対象 床面積計	容積非対象 床面積	
屋上 (㎡)		0.00	0.00	102.97	102.97	0.00	102.97
3階 (㎡)		△ 23.26	△ 135.63	252.99	74.53	19.57	94.10
2階 (㎡)		△ 24.93	△ 358.86	476.56	72.41	20.36	92.77
1階 (㎡)		218.54	△ 334.15	127.52	△ 81.33	93.24	11.91
地下1階 (㎡)		0.00	△ 4.82	141.18	136.36	0.00	136.36
合計	㎡	170.35	△ 833.46	1,101.22	304.94	133.17	438.11
	坪	51.53	△ 252.12	333.12	92.24	40.28	132.52

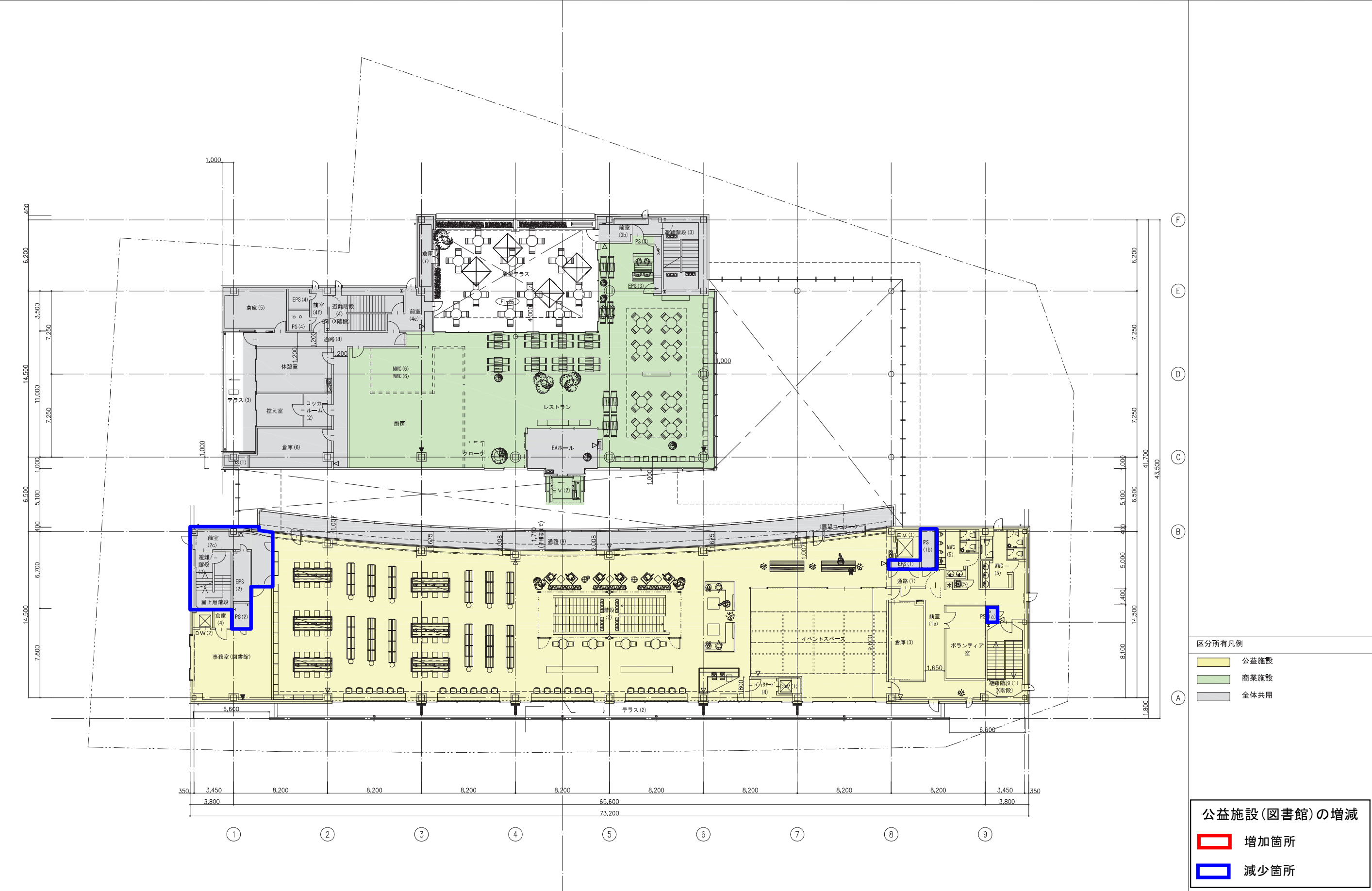
■多賀城駅北地区市街地再開発事業（A敷地）平面図 1階



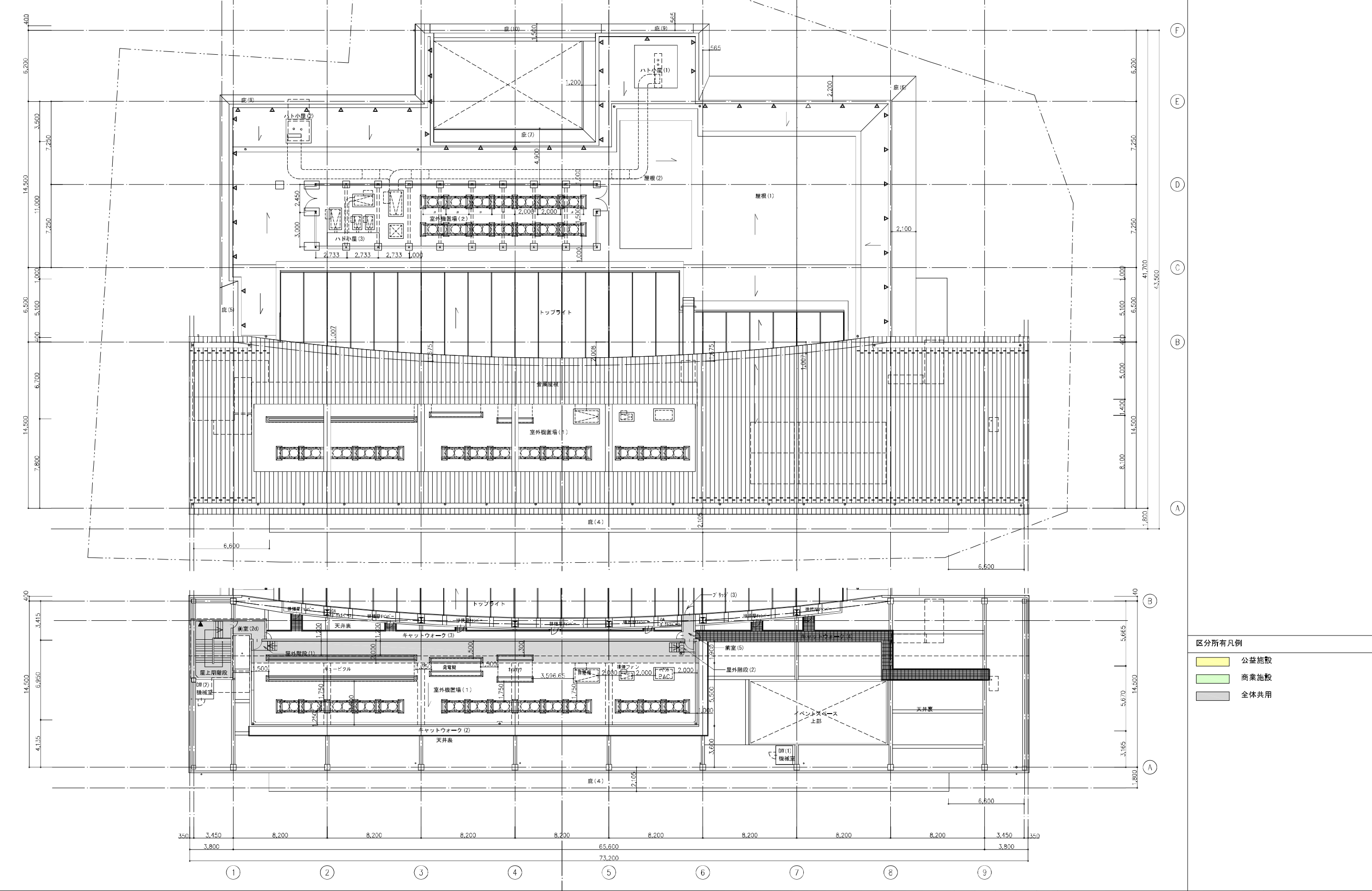
■多賀城駅北地区市街地再開発事業（A敷地）平面図 2階



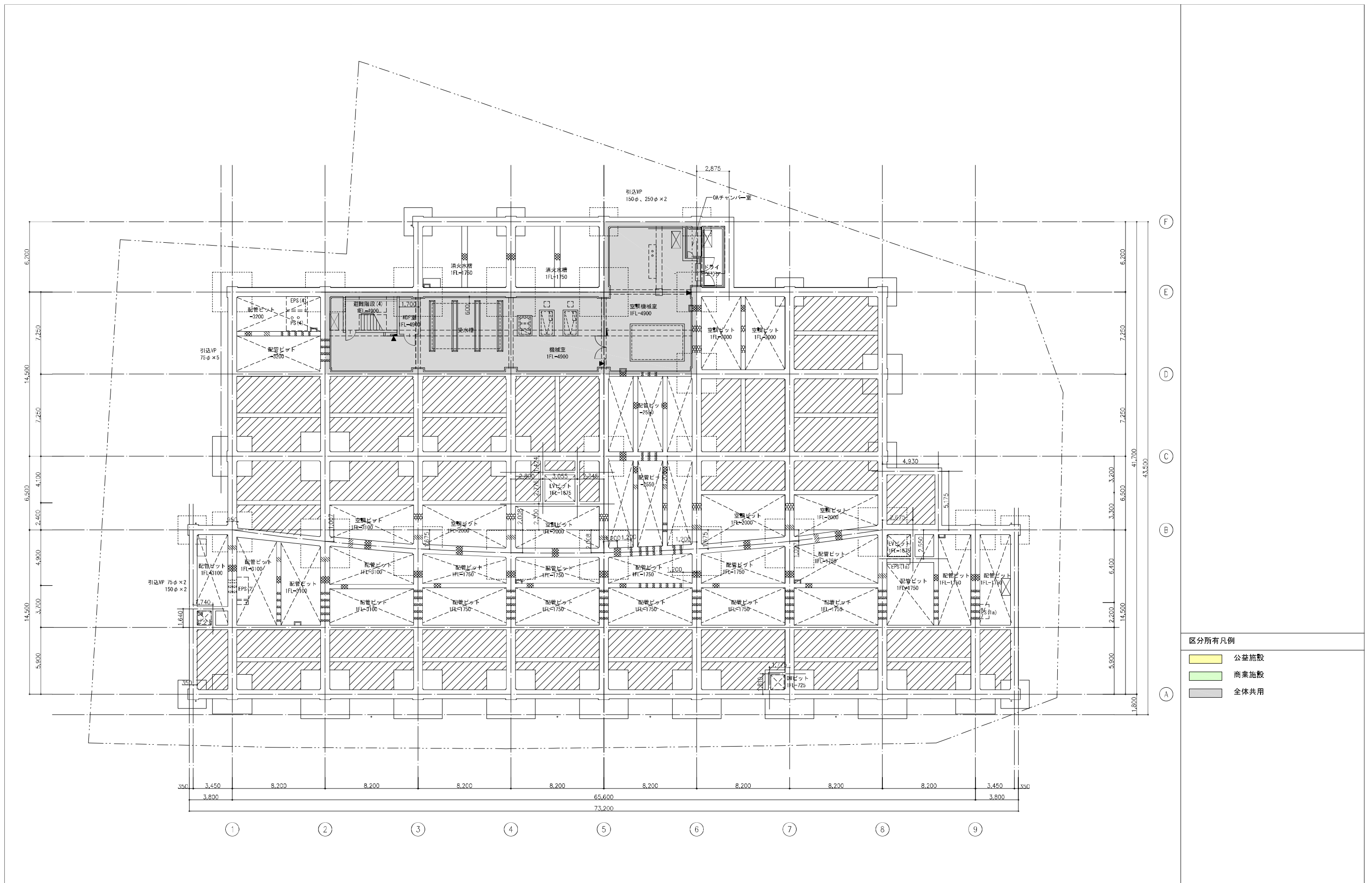
■多賀城駅北地区市街地再開発事業（A敷地）平面図 3階



■多賀城駅北地区市街地再開発事業（A敷地）平面図 屋上



■多賀城駅北地区市街地再開発事業（A敷地）平面図 地下1階



臨時代理事務報告第4号

和解及び損害賠償の額の決定の議案に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたが、平成27年3月18日臨時代理により別紙のとおり回答したので報告する。

平成27年3月23日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教 総 第 1 3 4 8 号

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市教育委員会



議会の議決を経るべき事件の議案の作成に対する意見に
ついて（回答）

平成 2 7 年 3 月 1 8 日付け総務第 3 0 0 6 号で意見を求められた下
記の議案については、異議ありません。

記

- 1 財産の取得の変更について
- 2 和解及び損害賠償の額の決定について

担当	教育総務課
内線	512 佐藤

臨時代理事務報告第4号資料

議案第 号

和解及び損害賠償の額の決定について

市は、平成15年7月16日に多賀城市立高崎中学校バドミントン部の活動時間中に発生した生徒の負傷事故（以下「本件事故」という。）について、下記のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

記

1 和解の相手方

多賀城市町前二丁目1番10－108号

中嶋 若葉

2 和解の内容

- (1) 本件事故に係る相手方の損害額が764,319円であることを相互に確認する。
- (2) 市は、相手方に対し、(1)に掲げる損害額から相手方が本件事故につき独立行政法人日本スポーツ振興センターから受領した給付金253,319円を減じた511,000円を損害賠償金として支払う。
- (3) 相手方と市との間に、本件事故に関し、(2)に掲げる損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。ただし、後日、本件事故に起因する損害が相手方に新たに発生した場合は、相手方と市は、別途協議するものとする。

平成27年3月26日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

和解及び損害賠償の額の決定について

1 事故発生の日時

平成15年7月16日（水） 午後4時30分頃

2 事故の概要

多賀城市立高崎中学校バドミントン部の部活動の休憩時間に、第2学年女子部員がラケットで打ったシャトルcockが、当時、第1学年であった相手方の右目に当たり、相手方は、右眼球打撲、右眼前房出血、両高眼圧症及び続発性緑内障の損害を負ったものである。

3 事故発生時の状況

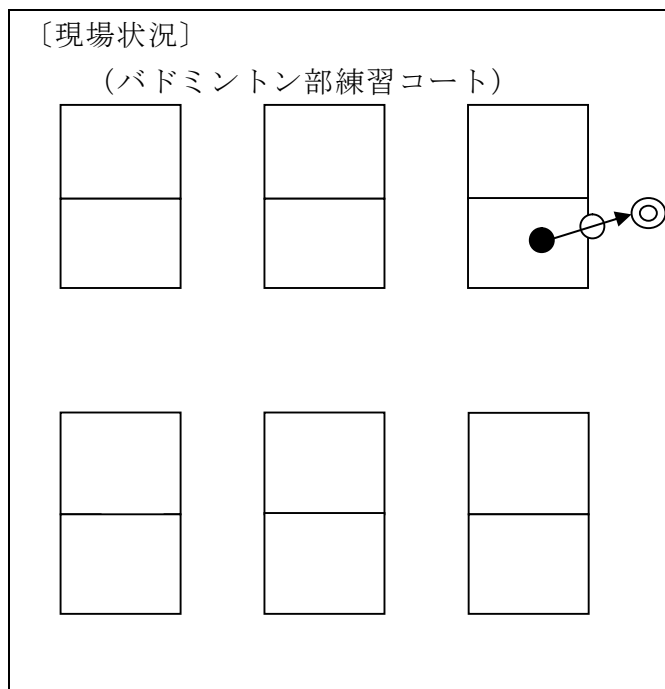
バドミントン部は、午後3時55分から同校の屋内運動場内で部活動を開始した。

休憩時間中である午後4時30分頃、第2学年女子部員が第2学年男子部員にからかわれたため、同女子部員は、同男子部員の腰部を目掛け、ラケットでシャトルcockを打ち込んだ。同男子部員がシャトルcockをかわしたところ、同男子部員から約3メートル離れた屋内運動場の壁際に座って休憩していた相手方の右目にシャトルcockがぶつかった。

事故発生後、相手方は、同女子部員に付き添われ、手当てを受けるため保健室を訪れた。

事故発生当時、バドミントン部の顧問教諭は、職員室に在室し、現場にはいなかった。相手方を保健室に送り届けた同女子部員は、事故報告のために職員室を訪れたが、顧問教諭はそれと前後して職員室から屋内運動場に向かっていたため、職員室に在室していた講師に事故発生を報告した。

同女子部員から報告を受けた講師は、直ちに屋内運動場に行き、顧問教諭に事故の発生を伝達した。伝達を受けた顧問教諭は直ちに校長に報告し、校長の指示により相手方を多賀城市内の眼科医院（以下「眼科医院」という。）に搬送した。



〔凡例〕

◎ 相手方の着座位置

● 第2学年女子部員がシャトルcockを打った位置

○ 第2学年男子部員の位置

多賀城市立高崎中学校2階 屋内運動場

4 医療機関受診の状況

(1) 平成15年7月16日（事故発生当日）

眼科医院で受診。右眼前房から出血していたが、眼圧が上がっている状態であったため、それ以上の検査が行えず、翌日に再検査が行われることとなった。

(2) 平成15年7月17日（事故発生翌日）

眼科医院で受診。眼圧が下がっておらず、眼科医院では検査を行えなかったことから、眼科医院から紹介された国立仙台病院（平成16年4月に独立行政法人国立病院機構仙台医療センターに変更。以下「医療センター」という。）で受診したところ、2週間は運動をせず安静にするようにとの指示を受けた。

(3) その後の医療機関受診状況

平成15年11月まで医療センター及び眼科医院に通院し、点眼薬の処方を受けていたが、薬の点眼間隔を開けると眼圧が上昇する状態が続いたため、平成15年12月から平成25年6月まで眼科医院に定期的に通院していた。

5 症状の固定

平成25年6月4日に眼科医院で受診した際の診断結果は、次のとおりである。

(1) 右眼の矯正視力は1.5であり、視力障害はない。

(2) 調整機能や運動機能に影響はなく、障害はない。

(3) 視野障害はない。

(4) 外傷性散瞳や流涙といった眼球の障害はない。

(5) まぶた、まつげの障害はない。

上記の内容を基に、眼科医院の医師は、以後の治療の必要はないと診断した。

6 事故の責任の所在

バドミントン部の顧問教諭は、同部の活動には危険が伴うことを予見し、部員に対し十分な注意を行った上で指導監督を行い、事故の未然防止に努めなければならなかった。

しかし、事故が発生した時点では、当該顧問教諭は屋内運動場におらず、休憩時間中であつても危険が及ぶ行為を禁止する措置をとっていなかった。

このことから、本件事故は、学校側の管理不足に起因して発生したものであり、学校業務遂行上の過失によるものと認められる。

7 損害賠償の額等

(1) 相手方の損害額	764,319円
治療費及び治療関係費	253,319円
傷害慰謝料	511,000円
(2) 相手方が独立行政法人日本スポーツ振興センターから受領した給付金	253,319円
治療費及び治療関係費（災害共済給付金の医療費）	253,319円
(3) 市が相手方に対して支払義務を負う損害賠償の額 （(1)－(2)）※	511,000円

※ 市は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）の災害共済給付制度に加入しており、学校管理下で児童生徒等に災害が発生した場合は、治療費等の給付金が支給される。市は、災害共済給付契約の締結に当たり「免責の特約」を付しており、これにより、市の過失責任による災害に対しスポーツ振興センターから支払われた給付金の価額分だけ、市の損害賠償金の支払義務が免責される。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）（抄）
（災害共済給付及び免責の特約）

第16条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒等の災害につき、学校の設置者が、児童生徒等の保護者（児童生徒等のうち生徒又は学生が成年に達している場合にあつては当該生徒又は学生。次条第4項において同じ。）の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

2 前項の災害共済給付契約に係る災害共済給付の給付基準、給付金の支払の請求及びその支払並びに学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲については、政令で定める。

3 第1項の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒等の災害について学校の設置者の損害賠償責任が発生した場合において、センターが災害共済給付を行うことによりその価額の限度においてその責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付することができる。

4 略

8 事故発生からの主な経過

平成15年

7月16日 事故発生。相手方は、第2学年女子部員に付き添われ保健室へ。
バドミントン部の顧問教諭は、事故発生を把握した後、校長に報告し、校長の指示により相手方を眼科医院に搬送した。
相手方の帰宅後、教頭、担任教諭及び顧問教諭が相手方の家庭を訪問し、相手方の保護者に対して事故の経緯を報告し、謝罪した。

7月17日 眼科医院で受診したところ、眼圧が高く、眼科医院では検査を行えない状態であったため、眼科医院から紹介された医療センターで受診した。医師から、網膜剥離等のおそれはないが、2週間安静にするようにとの指示を受けた。今後、視力が低下するおそれもある旨の付言があった。

7月以降 薬を止めると眼圧が上がる状態であったため、11月までは医療センター及び眼科医院に通院し、12月以降は眼科医院に通院した。

平成25年

5月28日 眼科医院で受診。薬の点眼の中止を指示される。

6月 4日 眼科医院で受診。眼圧の上昇はなく、異常も見られないことから、以後の治療は必要ないとの診断がなされた。

以後、相手方は、今後の症状の発生等について不安があったため、3月に1回程度医療センターで受診し、視力、眼圧等の検査を受けていた（治療は行われていない。）。

平成26年

12月17日 事故発生から10年が経過し、スポーツ振興センターからの治療費及び治療関係経費に係る給付が終了したことに伴い、全国市長会学校災害賠償補償保険の取扱会社を通し、相手方の了解を得た上で、眼科医院及び医療センターに相手方の治療状況を確認。

平成25年6月4日の時点で相手方の症状が固定し、治療の必要がなくなっていたことを確認した。

平成27年

1月15日 平成25年6月4日をもって本件事故に係る治療は終了していると判断でき、相手方の症状が固定したことにより、本件事故に係る損害賠償の額を確定できることとなったことから、相手方から交渉の委任を受けた相手方の父に対し、本件事故に係る傷害慰謝料として511,000円を支払う旨の賠償内容について協議したところ、今後、本件事故に起因する後遺障害等の損害が発生した場合は、別途協議を行うことにしてほしいとの要望があった。

2月13日 本市の顧問弁護士に、相手方の要望に係る文言を和解文書に盛り込むことについて、法的に問題がないことを確認。

2月23日 相手方に対し、本議案の和解内容及び損害賠償の額を提示し、同意を得た。

臨時代理事務報告第 5 号

平成 26 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたが、平成 27 年 3 月 18 日臨時代理により別紙のとおり回答したので報告する。

平成 27 年 3 月 23 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教 総 第 1 3 4 9 号

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市教育委員会



平成 2 6 年度多賀城市一般会計補正予算（第 8 号）に

対する意見について（回答）

平成 2 7 年 3 月 1 8 日付け市公第 1 3 5 2 号で意見を求められたことについては、異議ありません。

担当	教育総務課
内線	512 佐藤

臨時代理事務報告第5号資料

議案第 号

平成26年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）

平成26年度多賀城市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,785,201千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,923,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成27年3月26日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	6,202,822	7,182	6,210,004
	1 地方交付税	6,202,822	7,182	6,210,004
14	国庫支出金	9,507,300	7,785,201	17,292,501
	2 国庫補助金	7,266,647	7,785,201	15,051,848
18	繰入金	7,989,203	△7,182	7,982,021
	1 基金繰入金	7,963,831	△7,182	7,956,649
歳 入 合 計		37,138,238	7,785,201	44,923,439

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	12,589,824	7,785,201	20,375,025
	1 総務管理費	12,065,386	7,785,201	19,850,587
歳 出 合 計		37,138,238	7,785,201	44,923,439

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	消費喚起プレミアム商品券発行補助事業	千円 85,120
		地方創生先行型事業	59,024
8 土木費	4 都市計画費	地方都市リノベーション事業（道路関連）	197,518
		市街地再開発関連事業	1,650
		多賀城駅周辺土地区画整理関連事業（単独事業）	51,000

1 総括
(歳入)

-27-

(歳 出)

[illegible][illegible]

2 歳 入
1 0 款 地方交付税
1 項 地方交付税

7,182千円
7,182千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10			千円	千円	千円
		地方交付税	6,202,822	7,182	6,210,004
	1	地方交付税	6,202,822	7,182	6,210,004
	1	地方交付税	6,202,822	7,182	6,210,004
計			6,202,822	7,182	6,210,004

節		明	
区 分	金 額		
	千円	千円	
1 地方交付税	7,182	○市長公室 1 地方交付税 7,182 1 普通交付税 収入見込額 2,975,588 計上済額 2,968,406 差引額 7,182	

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

7,785,201千円
7,785,201千円

14		国庫支出金	9,507,300	7,785,201	17,292,501
	2	国庫補助金	7,266,647	7,785,201	15,051,848
	5	総務費国庫補助金	80,410	144,144	224,554
	6	東日本大震災復興交付金	5,178,497	7,641,057	12,819,554
計			7,266,647	7,785,201	15,051,848

6 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金	144,144	○市長公室 1 地域消費喚起・生活支援型交付金 85,120 収入見込額 85,120 〔地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)制度要綱〕 〔補正前 0円〕 〔補正後 85,120,000円〕 補正額 85,120,000円-0円=85,120,000円 計上済額 0 差引額 85,120 2 地方創生先行型交付金 59,024 収入見込額 59,024 〔地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱〕 〔補正前 0円〕 〔補正後 59,024,000円〕 補正額 59,024,000円-0円=59,024,000円 計上済額 0 差引額 59,024		
1 東日本大震災復興交付金	7,641,057	○震災復興推進局 1 東日本大震災復興交付金 7,641,057 1 国土交通省所管事業 7,641,057 収入見込額 12,819,554 〔補正前 5,178,497,000円〕 〔補正後 12,819,554,000円〕 補正額 12,819,554,000円-5,178,497,000円=7,641,057,000円 計上済額 5,178,497 差引額 7,641,057		

1 0 款 地方交付税 1 4 款 国庫支出金

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

△7,182千円

△7,182千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	千円 7,989,203	千円 △7,182	千円 7,982,021
	1	基金繰入金	7,963,831	△7,182	7,956,649
	1	財政調整基金繰入金	1,423,696	△7,182	1,416,514
	計		7,963,831	△7,182	7,956,649

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円	千円	
1 財政調整基金繰入金	△7,182	○市長公室 1 財政調整基金繰入金 収入見込額 1,416,514 計上済額 1,423,696 差引額 △7,182 △7,182	

3 歳 出

2 款 総務費

7,785,201千円

1 項 総務管理費

7,785,201千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2		総務費	12,589,824	7,785,201	20,375,025	7,785,201			
	1	総務管理費	12,065,386	7,785,201	19,850,587	7,785,201			
	19	東日本大震災復興交付金事業基金費	5,196,075	7,641,057	12,837,132	7,641,057 国庫支出金 7,641,057			
	21	地方創生地域消費喚起型事業費	0	85,120	85,120	85,120 国庫支出金 85,120			
	22	地方創生先行型事業費	0	59,024	59,024	59,024 国庫支出金 59,024			

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
25	積立金	7,641,057	5,196,075
		○市長公室 1 東日本大震災復興交付金事業基金積立金 25 積立金 東日本大震災復興交付金事業基金積立金	7,641,057 7,641,057 7,641,057
19	負担金、補助及び交付金	85,120	85,120
		○商工観光課 1 消費喚起プレミアム商品券発行補助事業 19 負担金、補助及び交付金 プレミアム付き商品券発行事業費補助金	85,120 85,120 85,120
8	報償費	89	
		○市長公室 1 多賀城市総合戦略策定事業	10,000
11	需用費	80	89
		08 報償費 報償金	89
12	役務費	7	60
		11 需用費 消耗品費	60
13	委託料	51,064	7
		12 役務費 通信運搬費	7
18	備品購入費	784	9,844
		13 委託料 地方人口ビジョン策定調査業務委託料 地方版総合戦略策定等支援業務委託料	3,370 6,474
19	負担金、補助及び交付金	7,000	
		○地域コミュニティ課 1 市民が創るまちの文化創生事業 13 委託料 コミュニティカフェ運営事業委託料 ビジョンのあるまちづくり推進事業委託料	10,000 10,000 2,000 8,000
		○商工観光課 1 中心市街地にぎわい創出補助事業 19 負担金、補助及び交付金 中心市街地にぎわい創出事業費補助金 2 地元名産品等開発事業 19 負担金、補助及び交付金 地元名産品等開発事業費補助金 3 観光資源活用事業（地方創生） 13 委託料 観光情報誌作成業務委託料	3,000 3,000 3,000 4,000 4,000 10,000 10,000 10,000
		○こども福祉課 1 転入者向け地域子育て支援事業 13 委託料 子育てガイドブック作成業務委託料 子育て支援講座委託料 18 備品購入費 庁用備品購入費 2 地域子育て支援事業（地方創生） 13 委託料 地域子育て支援事業委託料	4,024 3,240 2,600 640 784 784 3,000 3,000 3,000
		○生涯学習課 1 デジタルミュージアム創設事業 11 需用費 消耗品費	15,000 20 20

2 款 総務費

2 款 総務費7,785,201千円

1 項 総務管理費7,785,201千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計			12,065,386	7,785,201	19,850,587	7,785,201			

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	13 委託料 デジタルミュージアム創設等業務委託料	千円 14,980 14,980

臨時代理事務報告第 6 号

平成 2 7 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたが、平成 2 7 年 3 月 1 8 日臨時代理により別紙のとおり回答したので報告する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

教 総 第 1 3 5 0 号

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市教育委員



平成 2 7 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）に

対する意見について（回答）

平成 2 7 年 3 月 1 8 日付け市公第 1 3 5 7 号で意見を求められたことについては、異議ありません。

担当	教育総務課
内線	512 佐藤

臨時代理事務報告第6号資料

議案第 号

平成27年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度多賀城市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,103,344千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,223,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月26日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	地方交付税	4,983,581	1,977,214	6,960,795
	1 地方交付税	4,983,581	1,977,214	6,960,795
14	国庫支出金	4,682,551	133,890	4,816,441
	2 国庫補助金	2,285,830	133,890	2,419,720
18	繰入金	4,367,899	1,991,729	6,359,628
	1 基金繰入金	4,367,894	1,991,729	6,359,623
20	諸収入	885,631	511	886,142
	5 雑入	458,777	511	459,288
歳 入 合 計		29,120,000	4,103,344	33,223,344

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,966,493	615,968	3,582,461
	1 総務管理費	2,403,208	615,968	3,019,176
3	民生費	8,694,448	133,890	8,828,338
	1 社会福祉費	2,951,416	92,400	3,043,816
	2 児童福祉費	3,864,656	41,490	3,906,146
8	土木費	7,857,859	3,352,975	11,210,834
	4 都市計画費	6,382,252	3,352,975	9,735,227
10	教育費	4,546,381	511	4,546,892
	1 教育総務費	341,906	511	342,417
歳 出 合 計		29,120,000	4,103,344	33,223,344

1 総括
(歳入)

-38-

(歳 出)

[illegible][illegible]

2 歳 入

1 0 款 地方交付税 1,977,214千円
1 項 地方交付税 1,977,214千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10			千円	千円	千円
		地方交付税	4,983,581	1,977,214	6,960,795
	1	地方交付税	4,983,581	1,977,214	6,960,795
		1 地方交付税	4,983,581	1,977,214	6,960,795
計			4,983,581	1,977,214	6,960,795

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 地方交付税	1,977,214	○市長公室 1 地方交付税 1,977,214 1 震災復興特別交付税 1,977,214 収入見込額 3,557,346 計上済額 1,580,132 差引額 1,977,214

1 4 款 国庫支出金 133,890千円
2 項 国庫補助金 133,890千円

14		国庫支出金	4,682,551	133,890	4,816,441
	2	国庫補助金	2,285,830	133,890	2,419,720
		1 民生費国庫補助金	41,062	133,890	174,952

4 児童福祉費補助金	41,490	○こども福祉課 1 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 27,900 収入見込額 27,900 〔平成27年度子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金交付要綱〕 〔補正前 0円〕 〔補正後 給付金分27,900,000円×10/10=27,900,000円〕 補正額 27,900,000円-0円=27,900,000円 計上済額 0 差引額 27,900 2 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 13,590 収入見込額 13,590 〔平成27年度子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金交付要綱〕 〔補正前 0円〕 〔補正後 事務費分13,590,000円×10/10=13,590,000円〕 補正額 13,590,000円-0円=13,590,000円 計上済額 0 差引額 13,590
5 社会福祉費補助金	92,400	○社会福祉課 1 臨時福祉給付金給付事業費補助金 72,000 収入見込額 72,000 〔平成27年度臨時福祉給付金給付事業費補助金交付要綱〕 〔補正前 0円〕 〔補正後 給付金分72,000,000円×10/10=72,000,000円〕 補正額 72,000,000円-0円=72,000,000円 計上済額 0 差引額 72,000 2 臨時福祉給付金給付事務費補助金 20,400 収入見込額 20,400 〔平成27年度臨時福祉給付金給付事務費補助金交付要綱〕 〔補正前 0円〕 〔補正後 事務費分20,400,000円×10/10=20,400,000円〕 補正額 20,400,000円-0円=20,400,000円 計上済額 0

1 0 款 地方交付税 1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金 133,890千円
2 項 国庫補助金 133,890千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
計			2,285,830	133,890	2,419,720

1 8 款 繰入金 1,991,729千円
1 項 基金繰入金 1,991,729千円

18		繰入金	4,367,899	1,991,729	6,359,628
	1	基金繰入金	4,367,894	1,991,729	6,359,623
		10 東日本大震災復興交付金事業基金繰入金	1,699,913	1,991,729	3,691,642
計			4,367,894	1,991,729	6,359,623

2 0 款 諸収入 511千円
5 項 雑入 511千円

20		諸収入	885,631	511	886,142
	5	雑入	458,777	511	459,288
		2 雑入	458,755	511	459,266
計			458,777	511	459,288

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		差引額 20,400

1 東日本大震災復興交付金事業基金繰入金	1,991,729	○市長公室 1 東日本大震災復興交付金事業基金繰入金 1,991,729 収入見込額 3,691,642 [対象事業] ・多賀城市津波復興拠点整備事業 444,750千円 ・津波復興拠点効果促進事業(上水道・下水道整備) 12,374千円 ・津波復興拠点効果促進事業(ｱｾﾛ道路・水路整備調査) 5,200千円 ・緊急避難路・物流路(清水沢多賀城緑)整備事業 1,129,175千円 ・宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業 318,450千円 ・宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業(効果促進)81,780千円 計上済額 1,699,913 差引額 1,991,729

7 雑入	511	○市町村等 1 損害賠償保険金等 511 収入見込額 511 計上済額 0 差引額 511

1 4 款 国庫支出金 1 8 款 繰入金 2 0 款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費

615,968千円

1 項 総務管理費

615,968千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一般財源
						国県支出金	地方債	
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
2		総務費	2,966,493	615,968	3,582,461		462,324	153,644
	1	総務管理費	2,403,208	615,968	3,019,176		462,324	153,644
	12	震災復興推進費	101,790	615,968	717,758		繰入金 462,324	153,644
計			2,403,208	615,968	3,019,176		462,324	153,644

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
11	需用費	880	
12	役務費	620	
13	委託料	8,000	
15	工事請負費	564,000	
22	補償、補填及び賠償金	42,468	
		○震災復興推進局	
		1 多賀城市津波復興拠点整備事業	594,000
		11 需用費	880
		消耗品費	480
		燃料費	212
		印刷製本費	188
		12 役務費	120
		通信運搬費	120
		13 委託料	2,000
		工事調整業務支援委託料	2,000
		15 工事請負費	564,000
		道路工事費	372,000
		調整池工事費	192,000
		22 補償、補填及び賠償金	27,000
		物件移転等補償費	27,000
		2 津波復興拠点効果促進事業（上水道・下水道整備）	15,468
		22 補償、補填及び賠償金	15,468
		物件移転等補償費	15,468
		3 津波復興拠点効果促進事業（アクセス道路・水路整備調査）	6,500
		12 役務費	500
		手数料	500
		13 委託料	6,000
		連絡線整備事業認可設計業務委託料	4,000
		連絡線整備物件補償調査業務委託料	2,000
			96,409

3 款 民生費

133,890千円

1 項 社会福祉費

92,400千円

3		民生費	8,694,448	133,890	8,828,338	133,890		
	1	社会福祉費	2,951,416	92,400	3,043,816	92,400		
	1	社会福祉総務費	466,800	92,400	559,200	92,400 国庫支出金 92,400		

1	報酬	1,903	○社会福祉課	
3	職員手当等	1,656	1 臨時福祉給付金給付事業	92,400
4	共済費	315	01 報酬	1,903
11	需用費	1,119	非常勤職員報酬	1,903
12	役務費	10,716	03 職員手当等	1,656
13	委託料	4,691	04 共済費	315
19	負担金、補助及び交付金	72,000	11 需用費	1,119
			消耗品費	640
			印刷製本費	479
			12 役務費	10,716
			通信運搬費	3,727
			手数料	6,989
			13 委託料	4,691
			システム構築業務等委託料	4,691

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費 133,890千円
1 項 社会福祉費 92,400千円

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地方債	その他
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
計			2,951,416	92,400	3,043,816	92,400		

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
		19 負担金、補助及び交付金 臨時福祉給付金	72,000 72,000

3 款 民生費 133,890千円
2 項 児童福祉費 41,490千円

2	児童福祉費	3,864,656	41,490	3,906,146	41,490			
	1 児童福祉総務費	1,792,686	41,490	1,834,176	41,490 国庫支出金 41,490			
計		3,864,656	41,490	3,906,146	41,490			

1 報酬	1,936	○こども福祉課 1 子育て世帯臨時特例給付金給付事業	41,490
3 職員手当等	2,070	01 報酬 非常勤職員報酬	1,936 1,936
4 共済費	298	03 職員手当等 04 共済費	2,070 298
11 需用費	518	11 需用費 消耗品費	518 342
12 役務費	5,747	印刷製本費	176
13 委託料	3,021	12 役務費 通信運搬費	5,747 1,372
19 負担金、補助及び交付金	27,900	手数料 13 委託料 システム構築業務等委託料	4,375 3,021 3,021
		19 負担金、補助及び交付金 子育て世帯臨時特例給付金	27,900 27,900

8 款 土木費 3,352,975千円
4 項 都市計画費 3,352,975千円

8	土木費	7,857,859	3,352,975	11,210,834			1,529,405	1,823,570
4	都市計画費	6,382,252	3,352,975	9,735,227			1,529,405	1,823,570
	2 街路事業費	2,076,167	1,457,000	3,533,167			1,129,175 繰入金 1,129,175	327,825
	4 市街地開発事業費	483,167	526,825	1,009,992			400,230 繰入金 400,230	126,595

13 委託料	250,000	○復興建設課 1 緊急避難路・物流路（清水沢多賀城線）整備事業	
15 工事請負費	1,207,000	13 委託料 橋りょう工事業務委託料	1,457,000 250,000
		15 工事請負費 道路改良工事	250,000 1,207,000
13 委託料	97,500	○市街地整備課 1 宮内地区被災市街地復興土地地区画整理事業	424,600
15 工事請負費	4,725	22 補償、補填及び賠償金 物件移転等補償費	424,600 424,600
22 補償、補填及び賠償金	424,600	2 宮内地区被災市街地復興土地地区画整理事業（効果促進）	102,225

3 款 民生費 8 款 土木費

8 款 土木費 3,352,975千円
4 項 都市計画費 3,352,975千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 下水道事業特別会計繰出金	1,581,382	1,369,150	2,950,532				1,369,150
計	6,382,252	3,352,975	9,735,227			1,529,405	1,823,570

1 0 款 教育費 511千円
1 項 教育総務費 511千円

10	教育費	4,546,381	511	4,546,892			511	
1	教育総務費	341,906	511	342,417			511	
2	事務局費	338,436	511	338,947		諸収入	511	
							511	
計		341,906	511	342,417			511	

節		説 明	既定事業費
区 分	金 額		
	千円	千円	千円
		13 委託料 97,500 調査測量設計等委託料 97,500 15 工事請負費 4,725 道路改良工事 4,725	
28 繰出金	1,369,150	○都市計画課 1 下水道事業特別会計繰出金 1,369,150 28 繰出金 1,369,150 下水道事業特別会計繰出金 1,369,150	1,581,382

22 補償、補填及び賠償金	511	○学校教育課 1 学校教育課庶務事務 511 22 補償、補填及び賠償金 511 学校管理下事故賠償金	2,067

議案第 8 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

このことについて別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 3 月 2 3 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(多賀城市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 多賀城市教育委員会会議規則（平成元年多賀城市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「会議録」を「議事録」に改める。

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第2条中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第1項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第2項中「委員」を「教育長及び委員（以下「出席委員等」という。）」に、「出勤簿」を「出席簿」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第2項中「第4木曜日」を「第4水曜日」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第1項中「出席委員の発議」を「教育長又は委員の発議」に、「出席委員の3分の2以上」を「出席委員等の3分の2以上」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 秘密会が開かれるときは、教育長が指定する者以外の者及び傍聴人は、退場しなければならない。

第7条第2号中「前回会議録」を「前回議事録」に改め、同条第3号中「会議録署名委員」を「議事録署名委員」に改める。

第8条から第15条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

第 16 条 教育長は、意見を述べ、及び出席委員の賛否の意見を求めて採決する。

第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 18 条中「委員長」を「教育長」に改める。

「第 4 章 会議録」を「第 4 章 議事録」に改める。

第 20 条を次のように改める。

（議事録の作成）

第 20 条 教育長は、会議の終了後、次に掲げる事項を記載した議事録を遅滞なく作成しなければならない。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会、休憩、再開及び閉会の時刻
- (3) 教育長及び委員の氏名及び出欠の状況
- (4) 説明のため出席した者の氏名等
- (5) 諸報告の要旨
- (6) 議題及び議事の概要
- (7) 議決事項
- (8) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

第 21 条を削る。

第 22 条第 1 項中「会議録」を「議事録」に改め、同条第 2 項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改め、同条第 3 項中「会議録」を「議事録」に、「あらかじめ委員長」を「教育長及びあらかじめ教育長」に改め、同条を第 21 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(公表)

第 2 2 条 前条第 3 項の署名を受けた議事録（第 5 条の規定による秘密会に係る部分を除く。）については、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表する。

第 2 3 条第 2 項及び第 2 5 条中「委員長」を「教育長」に改める。

(多賀城市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第 2 条 多賀城市教育委員会傍聴人規則（平成元年多賀城市教育委員会規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 4 条中「酒気を帯びた者」の次に「その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者」を加える。

第 6 条中「委員長は、」を「教育長は、その行為を制止し、又は」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(写真の撮影等の制限)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席における写真の撮影、録音、録画、放送等について、教育長の許可を受けなければすることができない。

(多賀城市教育委員会公告式規則の一部改正)

第 3 条 多賀城市教育委員会公告式規則（昭和 4 7 年多賀城市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 4 条第 2 項」を「第 1 5 条第 2 項」に改める。

(多賀城市教育委員会組織規則の一部改正)

第 4 条 多賀城市教育委員会組織規則（平成 4 年多賀城市教育委員会規

則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第18条の規定による事務局の内部組織」を「第17条に規定する事務局」に改める。

第15条第4項を削る。

(教育長に対する事務委任等規則の一部改正)

第5条 教育長に対する事務委任等規則(昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第3条第2項を削る。

第4条第2項中「その指示を受けなければならない」を「協議しなければならない」に改め、同条第3項を削る。

第5条第2項中「及び第3項」を削る。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(報告)

第6条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

(1) 教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する
事務 各定例会の会議

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合その他緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議

(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）

(4) 第3条第1項の規定に基づき教育長に臨時に代理させた事務並びに第4条第1項の規定に基づき教育長に専決させた事務及び第5条第1項の規定に基づき教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要する場合は、当該事務の処理に要する期間中、適当な時期に招集される会議を含む。）

（多賀城市教育財産管理規則の一部改正）

第6条 多賀城市教育財産管理規則（平成8年多賀城市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第23条第2号に規定する財産」を「第21条第2号に規定する教育財産」に、「教育委員会事務委任規則」を「多賀城市教育委員会事務委任規則」に、「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（多賀城市教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の多賀城市教育委員会会議規則の規定（第4条第2項本文の規定を除く。）は適用せず、

第 1 条の規定による改正前の多賀城市教育委員会会議規則（以下、「旧会議規則」という。）の規定（第 4 条第 2 項本文の規定を除く。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧会議規則第 1 条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条」とする。

（多賀城市教育委員会傍聴人規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 2 条の規定による改正後の多賀城市教育委員会傍聴人規則第 2 条第 2 項、第 5 条及び第 7 条の規定は適用せず、第 2 条の規定による改正前の多賀城市教育委員会傍聴人規則第 2 条第 2 項及び第 6 条の規定については、なおその効力を有する。

（多賀城市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正法附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 3 条の規定による改正後の多賀城市教育委員会公告式規則第 1 条の規定は適用せず、第 3 条の規定による改正前の多賀城市教育委員会公告式規則第 1 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条第 2 項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１４条第２項」とする。

（多賀城市教育委員会組織規則の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 改正法附則第２条第１項の場合においては、第４条の規定による改正後の多賀城市教育委員会組織規則（以下「新組織規則」という。）第３条第１項の規定は適用せず、第４条の規定による改正前の多賀城市教育委員会組織規則（以下「旧組織規則」という。）第３条第１項及び第１５条第４項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧組織規則第３条第１項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第１８条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１８条」とし、新組織規則第３条第２項中「法第３０条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３０条」とする。

（教育長に対する事務委任等規則の一部改正に伴う経過措置）

- ６ 改正法附則第２条第１項の場合においては、第５条の規定による改正後の教育長に対する事務委任等規則第１条の規定は適用せず、第５条の規定による改正前の教育長に対する事務委任等規則第１条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２６条第１項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第２項

の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２
号）第２６条第１項」とする。

議案第 8 号関係資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
規則の整備に関する規則新旧対照表

第 1 条の規定による改正（多賀城市教育委員会会議規則の一部改正）

新	旧
目次 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 <u>議事録</u>（第 2 0 条－第 2 2 条） 第 5 章・第 6 章 略 附則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）<u>第 1 6 条</u>の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （招集の方法） 第 2 条 会議の招集は、<u>教育長</u>が会議の 3 日前までに、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を告示して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。 （参集） 第 3 条 <u>教育長及び委員</u>は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。 2 <u>出席した教育長及び委員（以下「出席委員等」という。）</u>は、<u>出席簿</u>に押印しなければならない。 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を<u>教育長</u>に届け出なければならない。 （会議の種類等） 第 4 条 略 2 定例会は、毎月<u>第 4 水曜日</u>に招集する。ただし、その日が休日のとき、その他特別の理由があるときは、<u>教育長</u>は、期日を変更することができる。	目次 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 <u>会議録</u>（第 2 0 条－第 2 2 条） 第 5 章・第 6 章 略 附則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）<u>第 1 5 条</u>の規定に基づき、教育委員会の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （招集の方法） 第 2 条 会議の招集は、<u>委員長</u>が会議の 3 日前までに、会議の日時、場所及び会議に付議すべき事件を告示して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。 （参集） 第 3 条 <u>委員</u>は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。 2 <u>出席した委員</u>は、<u>出勤簿</u>に押印しなければならない。 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を<u>委員長</u>に届け出なければならない。 （会議の種類等） 第 4 条 略 2 定例会は、毎月<u>第 4 木曜日</u>に招集する。ただし、その日が休日のとき、その他特別の理由があるときは、<u>委員長</u>は、期日を変更することができる。

3 臨時会は、教育長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、教育長又は委員の発議により、出席委員等の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

2 略

3 秘密会が開かれるときは、教育長が指定する者以外の者及び傍聴人は、退場しなければならない。

第6条 略

(会議の順序)

第7条 会議は、おおむね次の順序で行う。

(1) 略

(2) 前回議事録の承認

(3) 議事録署名委員の指名

(4)～(7) 略

(開会等の宣言)

第8条 会議の開会、休憩、再開及び閉会は、教育長が宣告する。

(議事日程)

第9条 会議の議事日程は、教育長が定める。

2 前項の議事日程を変更し、追加し、又は削除しようとするときは、教育長は、会議に諮って決定しなければならない。

(議題の宣告)

第10条 事件を議題とするときは、教育長は、その旨を宣告しなければならない。

2 前項の場合において、教育長は、関連ある事件については、一括して議題とすることができる。

(発言、質疑及び討論)

第11条 委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を受けなければならない。

第12条 略

3 臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の者から会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

2 略

3 秘密会を開くときは、委員長は、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させなければならない。

第6条 略

(会議の順序)

第7条 会議は、おおむね次の順序で行う。

(1) 略

(2) 前回会議録の承認

(3) 会議録署名委員の指名

(4)～(7) 略

(開会等の宣言)

第8条 会議の開会、休憩、再開及び閉会は、委員長が宣告する。

(議事日程)

第9条 会議の議事日程は、委員長が定める。

2 前項の議事日程を変更し、追加し、又は削除しようとするときは、委員長は、会議に諮って決定しなければならない。

(議題の宣告)

第10条 事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告しなければならない。

2 前項の場合において、委員長は、関連ある事件については、一括して議題とすることができる。

(発言、質疑及び討論)

第11条 委員は、発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

第12条 略

2 教育長は、質疑又は討論が議題外にわたると認めたときは、当該質疑又は討論を制止することができる。

第13条 教育長において論旨が尽きたものと認めたときは、質疑又は討論の終結を宣告することができる。

(動議)

第14条 略

2 動議が議題となったときは、教育長は、直ちにその旨を宣告しなければならない。

(採決)

第15条 教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。

2 教育長は、必要があると認めたときは、議題を分合し、又は順序を変更して採決することができる。

3 教育長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。

(採決の方法)

第16条 教育長は、意見を述べ、及び出席委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

3 教育長は、前2項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。

第17条 略

(継続審議)

第18条 審議未了の議題については、教育長は、会議に諮り、次の会議に継続して審議することができる。

第19条 略

第4章 議事録

(議事録の作成)

第20条 教育長は、会議の終了後、次に掲げる事項を記載した議事録を遅滞なく作成しなければならない。

(1) 会議の年月日

(2) 開会、休憩、再開及び閉会の時刻

2 委員長は、質疑又は討論が議題外にわたると認めたときは、当該質疑又は討論を制止することができる。

第13条 委員長において論旨が尽きたものと認めたときは、質疑又は討論の終結を宣告することができる。

(動議)

第14条 略

2 動議が議題となったときは、委員長は、直ちにその旨を宣告しなければならない。

(採決)

第15条 委員長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しなければならない。

2 委員長は、必要があると認めたときは、議題を分合し、又は順序を変更して採決することができる。

3 委員長が採決を宣告した後は、その議題について発言することができない。

(採決の方法)

第16条 委員長は、出席委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

3 委員長は、前2項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。

第17条 略

(継続審議)

第18条 審議未了の議題については、委員長は、会議に諮り、次の会議に継続して審議することができる。

第19条 略

第4章 会議録

(会議録の作成)

第20条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録は、教育長の指名する事務局職員が作成する。

- (3) 教育長及び委員の氏名及び出欠の状況
- (4) 説明のため出席した者の氏名等
- (5) 諸報告の要旨
- (6) 議題及び議事の概要
- (7) 議決事項
- (8) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

(承認)

第21条 議事録は、次の定例会において承認を受けなければならない。

- 2 前項の議事録の承認の際、記載事項について委員から異議があるときは、教育長は、会議に諮って決定する。
- 3 第1項の承認を受けた議事録には、教育長及びあらかじめ教育長の指名した委員2名が署名しなければならない。

(公表)

第22条 前条第3項の署名を受けた議事録(第5条の規定による秘密会に係る部分を除く。)については、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、これを公表する。

第5章 紀律

(議事妨害等の禁止)

第23条 略

- 2 教育長は、会議中議事の妨害となる行為の停止を命ずることができる。

第24条 略

(記載事項)

第21条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会、休憩、再開及び閉会の時刻
- (3) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (4) 説明のため出席した者の氏名
- (5) 諸報告の要旨
- (6) 議題及び議事の概要
- (7) 議決事項
- (8) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

(承認)

第22条 会議録は、次の定例会において承認を受けなければならない。

- 2 前項の会議録の承認の際、記載事項について委員から異議があるときは、委員長は、会議に諮って決定する。
- 3 第1項の承認を受けた会議録には、あらかじめ委員長の指名した委員2名が署名しなければならない。

第5章 紀律

(議事妨害等の禁止)

第23条 略

- 2 委員長は、会議中議事の妨害となる行為の停止を命ずることができる。

第24条 略

(委任)
 第25条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。
 附則 略

(委任)
 第25条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。
 附則 略

第2条の規定による改正（多賀城市教育委員会傍聴人規則の一部改正）

新	旧
第1条 略 （傍聴の届出等） 第2条 略 2 前項の場合において、<u>教育長</u>は、必要があると認める場合又は傍聴席が満席の場合には、入場を拒絶することができる。 第3条 略 （傍聴できない者） 第4条 武器、凶器その他危険のおそれのあるものを携帯する者又は酒気を帯びた者<u>その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場できない。</u> <u>（写真の撮影等の制限）</u> 第5条 <u>傍聴人は、傍聴席における写真の撮影、録音、録画、放送等について、教育長の許可を受けなければすることができない。</u> 第6条 略 （違反に対する措置） 第7条 <u>傍聴人がこの規則に違反し、又は議場の秩序を乱すおそれがあるときは、教育長は、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。</u> 附則 略	第1条 略 （傍聴の届出等） 第2条 略 2 前項の場合において、<u>委員長</u>は、必要があると認める場合又は傍聴席が満席の場合には、入場を拒絶することができる。 第3条 略 （傍聴できない者） 第4条 武器、凶器その他危険のおそれのあるものを携帯する者又は酒気を帯びた者_____ _____は、入場できない。 第5条 略 （違反に対する措置） 第6条 <u>傍聴人がこの規則に違反し、又は議場の秩序を乱すおそれがあるときは、委員長は、_____退場を命ずることができる。</u> 附則 略

第3条の規定による改正（多賀城市教育委員会公告式規則の一部改正）

新	旧
第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会が定める規程等で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。 以下 略	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会が定める規程等で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものとする。 以下 略

第4条の規定による改正（多賀城市教育委員会組織規則の一部改正）

新	旧
第1条・第2条 略 （機関の定義） 第3条 事務局とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第17条に規定する事務局</u>をいう。 2・3 略 第4条～第14条 略 （副教育長） 第15条 略 2・3 略 以下 略	第1条・第2条 略 （機関の定義） 第3条 事務局とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第18条の規定による事務局の内部組織</u>をいう。 2・3 略 第4条～第14条 略 （副教育長） 第15条 略 2・3 略 <u>4 副教育長は、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> 以下 略

第5条の規定による改正（教育長に対する事務委任等規則の一部改正）

新	旧
（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の教育長への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 （臨時代理） 第3条 略 （教育長専決事項） 第4条 略 2 教育長は、専決する際事案に疑義があるときは、教育委員会に報告し、<u>協議しなければならない</u>。 （事務の委任） 第5条 略 2 前条第2項_____の規定は、前項の規定による委任を受けた事務について準用する。 <u>（報告）</u> 第6条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。 (1) <u>教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務</u> 各定例会の会議 (2) <u>児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれ</u>	（趣旨） 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、多賀城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の教育長への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 略 （臨時代理） 第3条 略 <u>2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、最近の教育委員会の会議に処理の状況を報告し、承認を得なければならない。</u> （教育長専決事項） 第4条 略 2 教育長は、専決する際事案に疑義があるときは、教育委員会に報告し、<u>その指示を受けなければならない</u>。 <u>3 教育長は、専決した後においても、当該事案が重要と認めるときは、速やかに教育委員会にその概要を報告しなければならない。</u> （事務の委任） 第5条 略 2 前条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、前項の規定による委任を受けた事務について準用する。

があると思込まれる場合その他緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議

(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）

(4) 第3条第1項の規定に基づき教育長に臨時に代理させた事務並びに第4条第1項の規定に基づき教育長に専決させた事務及び第5条第1項の規定に基づき教育長に委任した事務のうち重要と認めるもの 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要する場合は、当該事務の処理に要する期間中、適当な時期に招集される会議を含む。）

第7条 略

以下 略

第6条 略

以下 略

第6条の規定による改正（多賀城市教育財産管理規則の一部改正）

新	旧
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 教育財産 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第21条第2号に規定する教育財産及び多賀城市教育委員会事務委任規則（昭和56年多賀城市規則第6号）第2条第6号に規定する財産をいう。</u>	(1) 教育財産 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第23条第2号に規定する財産及び教育委員会事務委任規則（昭和56年多賀城市規則第6号）第2条第5号に規定する財産をいう。</u>
(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
以下 略	以下 略

議案第 9 号

多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従事
制限についての許可基準について

このことについて別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 23 日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

多賀城市教育委員会の教育長及び職員の営利企業等の従
事制限についての許可基準

多賀城市教育委員会は、多賀城市教育委員会の教育長又は職員が地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３８条第１項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１１条第７項の規定に基づき、地方公務員法第３８条第１項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１１条第７項に規定する地位を兼ねるため、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事するため許可の申請をしたときは、次の各号の一に掲げる場合を除き、許可を与えることができる。

- (1) 勤務時間その他の事由により職務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) その営利企業等が職員の職及び勤務する機関と密接な関係にあって、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その営利企業等の事業又は事務の性質上従事することが適当でないとい認められる場合

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の場合における教育長の営利企業等の従事制限についての許可基準の規定の適用については、同基準中「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１１条第７項の」とあるのは、「の」と、同基準中「又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１１条第７項に」とあるのは、「に」とする。